

主要施設 10 年維持更新計画

平成 21 年 2 月

東京都財務局

はじめに

- 都有施設は、都民生活に直結する様々なサービスを提供するための拠点として、都の行政運営において極めて重要な機能を担っている。

これらの施設は、昭和 40 年代及び平成ひとけたの時期にその多くが整備されてきた。前者については、施設そのものの経年劣化が進行しており、後者については、設備を中心とした更新時期を迎えている。このままの状況が続くと、都民サービスに大きな影響を与えかねない。

- また、都有施設は、都民から負託を受けた貴重な財産である。都民サービスを維持・向上させていくためには、その拠点となる都有施設が効率的・効果的に活用され、また、その価値が最大限発揮される状態でなければならない。

- このため、「大規模施設等の改築・改修に関する実施方針（平成 20 年 2 月）」（以下「実施方針」という。）に基づき、今後 10 年間ににおける都有施設の維持更新を計画的に実施していくための『主要施設 10 ヶ年維持更新計画』（以下「本計画」という。）を策定し、次世代の都民に対して安全・安心をはじめとした質の高い行政サービスを提供するための拠点を整備していく。

- 施設の改築・改修に当たっては、将来コストの縮減と利便性の確保を推進するとともに、安全・安心の確保、環境負荷の低減、都市景観への配慮など、都政の重要課題である「10 年後の東京」計画の実現に向け取り組んでいく。

また、都有財産を効率的・効果的に活用する視点から、既存財産の有効活用や庁舎の集約化などの取組を積極的に推進していく。

- 本計画を着実に推進していくため、社会資本等整備基金や都債などの財源を適切に活用し、世代間負担のバランスと財政負担の平準化を図っていく。

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

第 1	計画的な維持更新	1
1	維持更新を計画的に進めるための基本的な考え方	
2	計画期間	
第 2	対象施設の選定	4
第 3	計画を実施していく上での具体的な取組	
1	「10 年後の東京」計画の実現に向け、安全・安心を確保し、 環境負荷の低減などを推進していく取組	5
(1)	震災時に都民の安全・安心を確保する建物の耐震化	
(2)	都が推進する CO ₂ 排出量削減への先導的取組	
(3)	ユニバーサルデザインの導入	
(4)	周辺環境との調和	
2	将来コストの縮減と利便性を確保するための取組	7
(1)	将来コストの縮減	
(2)	最も適切な維持更新手法の検討と選択	
(3)	保全データベースによる計画的な保全の基盤づくり	
3	都有財産を効率的・効果的に活用する取組	10
(1)	既存ストックの有効活用	
(2)	都民サービスの向上を図る合同庁舎化	
(3)	まちづくりに役立つ都有地の活用	
第 4	概算事業費	12
1	計画期間における概算事業費	
2	計画を着実に推進するための財源の確保	
第 5	資 料	13
◇	第Ⅰ期の計画施設	
◇	第Ⅱ期～Ⅲ期の計画施設	

第 1 計画的な維持更新

1 維持更新を計画的に進めるための基本的な考え方

都有施設は、都民の安全・安心を守るとともに、都民に、より質の高いサービスを提供していくためのものである。

これらの施設は、昭和 40 年代や平成ひとけたの時期にその多くが整備されてきた。前者については、建築後数十年が経過し、施設そのものの経年劣化が進行しており、後者については、建築後十年以上を経て、電気・空調・給排水などの設備を中心とした更新時期を迎えている。このままの状況が続けば、施設の機能不全や安全性の低下により、都民サービスに大きな影響を与えかねない。

現在、そして次世代の都民に対して、安全・安心をはじめとした質の高い行政サービスを提供していくために、各施設の劣化状況や行政需要などを総合的に精査し、計画的な改築・改修などにより施設の維持更新を進めていく。

施設の改築・改修に当たっては、都民サービスの維持・向上を軸に据えて、最小のコストで最大の効果を生み出すことができるよう、以下の 3 つの観点から、都民生活に直結する多様なサービスを提供するための拠点として整備していく。

① 安全・安心の確保と環境負荷の低減

② 将来コストの縮減と利便性の確保

③ 都有財産の効率的・効果的な活用

本計画において、実施方針で掲げた用途及び特性に応じ分類・整理した整備対象施設は次のとおりであり、今後、計画的に主要施設の維持更新を進めていくこととする。

□ 都民の安全・安心を守るための拠点となる施設

- (1) 都民の生命と財産を守る施設

【警察署、消防署など】

- (2) 児童・生徒などの安全を確保し、災害時の避難場所ともなる教育施設

【都立高等学校、特別支援学校】

- (3) 都民に福祉医療サービスなどを提供する施設

【福祉施設、医療施設など】

- (4) 災害時における応急・復旧の対応拠点となる施設

【建設事務所など】

□ 都民サービスを提供していく上で必要な施設

- (1) 都民の経済活動を支える施設

【産業関連施設、展示場など】

- (2) 次代を担う子どもたちを健全に育成する施設

【都立高等学校、特別支援学校】（再掲）

- (3) 国民体育大会やオリンピック・パラリンピックでの使用を予定している施設

【体育施設、競技施設など】

- (4) 芸術文化などの創造・発信拠点となる施設

【芸術文化施設など】

- (5) その他、維持更新が特に必要な施設

2 計画期間

本計画は、平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 ヶ年を計画期間とする。

また、行政ニーズや財政状況の変化などに適切に対応し、計画の着実な推進を図るため、計画期間を概ね 3 年ごとの三期に分割する。

第Ⅰ期	平成 21 年度～平成 23 年度
第Ⅱ期	平成 24 年度～平成 26 年度
第Ⅲ期	平成 27 年度～平成 30 年度

本計画は、事業着手に向けての条件整備、行政ニーズや財政状況など都を取り巻く社会環境の変化へ適切に対応するため、上表の期間毎に見直すこととする。

本計画に掲載した維持更新手法については、各施設の建築年数、これまでの改修実績などを踏まえ、改築・改修などの手法を選定したものである。

今後、事業実施に向け、関係機関などとの調整を進めていくほか、無理無駄のない、最も合理的かつ効果的な改築・改修などの維持更新手法を検討し、事業実施時まで決定していく。

事業実施に向けては、各年度の予算編成過程において、事業環境や財政状況などを考慮しながら、最も適切な維持更新を推進していけるよう費用対効果などを精査の上、調整を行っていくこととする。

第2 対象施設の選定

実施方針で定めた「改築・改修の検討対象施設（一般会計）」について、先に掲げた「維持更新を計画的に進めるための基本的な考え方」を基軸として、現時点における行政ニーズや事業動向、施設の劣化状況などの現況、更には、都有財産の効果的な活用方法などの観点から、改築・改修の必要性や優先順位等を精査し、対象施設の選定を行った。

1 概ね築35年を経過している延床面積3,000㎡以上の施設

高度経済成長期を中心に整備された施設であり、老朽化が進行し近年の建物と比べて基本的性能が低く、改築を含め維持更新手法を検討する施設
（都立高等学校、府中療育センターなどを選定）

2 概ね築10年を経過している延床面積10,000㎡以上の施設

良質の資産として残していくため、設備機器の改修を中心に維持更新手法を検討する施設 （東京国際フォーラム、東京ビッグサイトなどを選定）

3 「耐震化整備プログラム」における対象施設

「耐震化整備プログラム」において、「防災上重要な施設」として位置付けられている施設であり、改築を含め耐震化を実施する施設
（中央都税事務所、第一建設事務所などを選定）

4 その他、維持更新が特に必要な施設

既存計画に沿ってこれまで施設の整備が続けられてきた施設や老朽度、緊急度など施設の改築・改修の必要性が第1項及び第2項とほぼ同等と位置付けられる施設 （三宅支庁庁舎、多摩教育センターなどを選定）

選定した対象施設の総延床面積は、約380万平方メートルであり、一般会計で管理する施設（総延床面積 約910万平方メートル）の約42%を占める。

第3 計画を実施していく上での具体的な取組

本計画を実施するに当たり、これまで都が進めてきたコスト縮減、民間活力の導入、財産の有効活用についての知見を最大限に活かしつつ、以下の3つの取組を中心に、「10年後の東京」計画の実現に向け、防災や環境配慮などへの取組をさらに進める。

1 「10年後の東京」計画の実現に向け、安全・安心を確保し、環境負荷の低減などを推進していく取組

(1) 震災時に都民の安全・安心を確保する建物の耐震化

「10年後の東京を目指した建物の耐震化推進会議」の検討結果を踏まえて策定された「耐震化整備プログラム」に基づき、消火、避難誘導、情報伝達を行う消防・警察施設、避難所・救護所となる学校など、防災上特に重要な公共建築物については、建替予定や解体予定の施設を除き、平成22年度末までに耐震化を完了させる。

また、応急復旧・保健衛生業務など重要な機能を果たす建設事務所や保健所、多数の都民が利用する出先事務所等の庁舎などについては、平成27年度末までに耐震化を完了させる。

(2) 都が推進するCO₂排出量削減への先導的取組

都は、2020年までに、2000年比で25%のCO₂排出量の削減を掲げ、世界で最も環境負荷の少ない都市の実現に向け、さまざまな環境対策に取り組んでいる。

都有施設の改築・改修に当たっては、都が進めるCO₂排出量削減の先導的役割を果たすため、最高水準の省エネ仕様である「省エネ東京仕様2007」を全面的に適用していく。

このことにより、本計画で改築を予定する建物におけるCO₂排出量について、試算では、2000年仕様と比べ平均して約2割の削減を見込むことができる。

また、建物構造などにも配慮した屋上緑化や敷地内緑化などを推進するとともに、「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」による「都有施設省エネ・再エネ等導入指針（仮称）」などを踏まえながら、都有施設における環境負荷の低減を着実に推進していく。



(3) ユニバーサルデザインの導入

都有施設の整備においては、これまでも高齢者や障害者などが社会参加をしていく上で障壁となるものを取り除くバリアフリーに取り組んできたが、今後は、子どもや外国人を含む誰もが自由に行動し、安全で快適に利用しやすい環境の整備を進めていくことが不可欠である。

そのため、施設の改築・改修に当たっては、「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」(財務局)を活用し、利用者の視点に立って、誰もが利用しやすい施設づくりを進めていく。

【ユニバーサルデザインの導入イメージの例】



国際都市東京の魅力を高める取組
(分かりやすい受付の配置
外国語併記のサイン)



施設の利用を快適にする取組
(だれでもトイレの整備)



(4) 周辺環境との調和

都有施設は、都民の安全・安心を守る拠点としての役割、地域のランドマークとしての役割など、さまざまな役割を果たしている。

これらの施設の改築・改修に当たっては、安全・安心のまちづくりを推進していくとともに、歴史的・文化的環境や自然環境などとの調和を踏まえ、地域特性と融合した活力あるまちづくりや良好な都市景観の形成に寄与していく。

2 将来コストの縮減と利便性を確保するための取組

(1) 将来コストの縮減

ライフサイクルコストを縮減するためには、建物を将来の行政ニーズの変化による用途の変更や老朽化による設備機器・配管の更新など、様々な状況の変化に柔軟に対応できるようにすることで、建物そのものの長寿命化を図

ることが不可欠である。

また、メンテナンスに費用がかからない仕上げ材や設備機器・配管の採用、エネルギーの消費効率に優れた設備の導入、建物の断熱性能の向上などにより運用管理費の低減を図る必要がある。

このため、設計段階から、建物用途の変更等に対して容易に対応・調整できるようフレキシビリティ^{*1}の確保、建物や設備の点検・保守作業等の維持管理業務が効率的かつ安全に行えるようメンテナビリティ^{*2}の確保を考慮していく。

さらに、設計者の選定においても、環境配慮型プロポーザル方式を活用するなど、中長期的な視点に立って、ライフサイクルコストの適切な管理に取り組んでいく。

***1 【フレキシビリティに配慮した設計の例】**

- ・ 室内のレイアウト、室等の用途、間仕切りなどの変更を考慮した平面計画
- ・ 設備の変更、増設などを考慮した配管・配線・ダクトスペースの確保
- ・ 将来の施設又は部屋などの用途、執務形態の変更などに対応するための設備システムの変更、増設などが可能な計画・設計

***2 【メンテナビリティに配慮した設計の例】**

- ・ 更新や点検・保守などが容易にできるよう配管・配線・ダクトスペースの確保
- ・ 内外装の仕上げなどの採用について、防汚性、清掃の容易性、清掃方法を考慮
- ・ 更新周期の異なる材料、機器などについて、関連工事が少なく経済的かつ容易に更新が行えるような機器等の組合せ

(2) 最も適切な維持更新手法の検討と選択

施設の維持更新手法の検討に当たっては、対象施設の劣化状況や建物の特性などを踏まえ、施設の行政ニーズに対する満足度、建物の長寿命化、環境負荷の低減など、整備効果を比較考量し、単に所要経費の総額のみによらない総合的見地から、改築や改修など最も適切な手法を選択する。

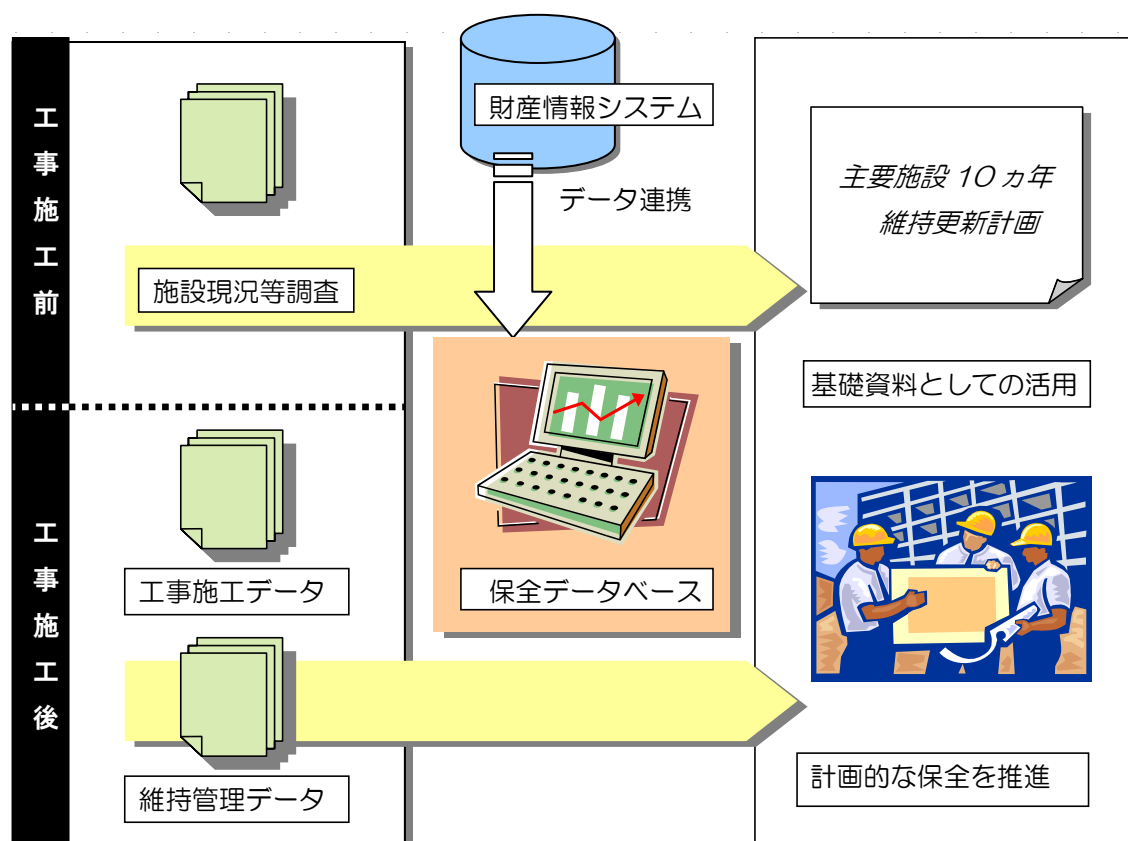
特に、耐震補強工事と大規模な設備改修工事を同時に施工する場合や、同一敷地内で改築対象と改修対象の棟が混在する場合などについては、改築と改修それぞれの整備効果を比較考量した上で、維持更新手法を選択する。

なお、所要経費については、改築・改修工事に直接必要となる経費のみならず、その工事に伴い必要となる代替施設や仮設建物の整備費など、間接的な経費も含めて費用対効果による検証を行う。

(3) 保全データベースによる計画的な保全の基盤づくり

施設現況等調査（平成 20 年 4 月）における施設の保全履歴を保全データベースに取り込むことにより、今後、各施設の維持管理や計画的な改築・改修を実施するための基礎資料として最大限に活用していく。

また、改築・改修工事实施後の工事施工データ、電気・水道等のエネルギー使用量や建物管理委託費などの維持管理データについても、保全データベースに順次取り込み、都有施設の計画的な保全を推進していく。



3 都有財産を効率的・効果的に活用する取組

(1) 既存ストックの有効活用

都民サービスを維持・向上させていくためには、その拠点となる都有施設が効率的・効果的に活用され、また、その財産価値が最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

現在、多くの都有施設は経年劣化が進行しており、施設機能を維持するには、施設の改築や設備などの大規模な改修工事が必要となってくる。これらの工事を円滑に進めていくには、移転又は仮設のための施設や用地の確保が不可欠である。

そのため、これらの整備に当たっては、都民サービスの低下を招かないよう、施設の立地条件等を十分考慮しながら、既存の都有地や都有施設を適切に選定し利用していく。

例えば、仮移転が必要となる場合は、使用されていない既存の都有施設を必要最小限度の改修工事により仮設庁舎として再利用するなど、創意工夫を凝らし、既存ストックを最大限活用していく。

また、立地条件、施設規模、費用対効果などを考慮し、施設整備を行うよりも賃借を行った方が効率的な場合は、民間ビルへの移転を検討していく。

なお、移転改築後の跡地や建物については、他の都有施設への転用や民間等への貸付け・売却など、多様な利活用を推進していく。

【活用事例】

- ・ 立川合同庁舎改築のための仮移転先（多摩中小企業振興センター）
- ・ 府中合同庁舎改築のための仮移転先（旧南部住宅建設事務所）など

(2) 都民サービスの向上を図る合同庁舎化

都有施設が点在している地域において施設を改築する際には、都民の利便性に配慮した適地を選定し、可能な限り施設の集約化・合同庁舎化を図っていく。

施設の集約化などによって、ワンストップ化による都民の利便性の向上につながるほか、維持管理に要する経費の抑制・削減及び環境負荷の低減が可能

となる。

さらに、国や区市町村の住民サービス施設が近接している地区においては、都有施設の集約化に加え、国や区市町村の施設をも集約した合同庁舎化に取り組み、都民サービスの更なる向上を図っていく。

その際、法定容積率を最大限に活用し、余剰が生じる場合には、国などに床面積に相当する都有地を売却するなど、歳入の確保にも努めていく。

【活用事例】

- ・ 立川合同庁舎
- ・ 世田谷都税事務所
- ・ 中央都税事務所、第一建設事務所 など

(3) まちづくりに役立つ都有地の活用

都民にとって魅力あるまちづくりを進めていくためには、地域特性を踏まえた上で、その地域が有する潜在的な可能性を引き出し、最大限に発揮できるようにしていくことが重要である。

そのため、都は、都市再生を推進し、東京の活力と魅力を高めていくまちづくりのプロジェクトを策定し、必要に応じて、都有地や都有施設などを効果的に活用していく。

こうした取組を通じ、地域のポテンシャルを新たに顕在化できるようなまちづくりを進め、その利益を都民に還元していく。

【活用事例】

- ・ 「都市再生ステップアップ・プロジェクト」
竹芝地区の検討（計量検定所、公文書館ほか）

第4 概算事業費

1 計画期間における概算事業費

計画期間における概算事業費については、8,300億円程度と見込まれる。

なお、本計画は、事業着手に向けた条件整備の状況、行政ニーズや財政状況などの変化に適切に対応するため、概ね3年ごとに見直すこととする。

また、個々の施設の整備費用については、最も適切な維持更新手法の検討を踏まえ、予算化する段階で改めて積算するものとし、環境負荷、コスト及び品質管理の観点も含め精査していく。

第Ⅰ期（H21～23）	第Ⅱ期（H24～26）	第Ⅲ期（H27～30）
2,700億円	3,000億円	2,600億円
8,300億円 程度		

※ この概算事業費は、当初建設費や類似施設の単価を用いた積算などにより試算したものである。

2 計画を着実に推進するための財源の確保

都有施設を計画的に整備し、安全・安心をはじめとした質の高い行政サービスを提供していくためには、景気動向に左右されることのない安定的な財源を確保していく必要がある。

このため、社会資本等整備基金や都債などの財源を適切に活用し、世代間負担のバランスと財政負担の平準化を図りながら本計画を着実に推進していく。

第5 資料

第Ⅰ期の計画施設

1 都民の安全・安心を守るための拠点となる施設

(1) 都民の生命と財産を守る施設 【警察署、消防署など】

施設名	改築	改修	施設名	改築	改修
立川地域防災センター		○	麻布警察署	○	
月島警察署	○		府中消防署	○	
第二機動隊	○		千住消防署	○	
警視庁術科センター		○	臨港消防署	○	
大崎警察署	○		芝消防署	○	
西新井警察署	○		金町消防署	○	
赤坂警察署	○		日野消防署	○	
本所警察署	○		武蔵野消防署	○	
青梅警察署	○		西新井消防署		○
志村警察署	○		練馬消防署	○	
大塚警察署	○		奥多摩消防署	○	
池袋警察署		○	八王子消防署	○	
新宿警察署		○	矢口消防署	○	
三宅島警察署		○	ほか、待機宿舎、出張所など		
旧東京水上警察署		○			
王子警察署	○				

(2) 児童・生徒などの安全を確保し、災害時の避難場所ともなる教育施設 【都立高等学校、特別支援学校】

施設名	改築	改修	施設名	改築	改修
武蔵村山高等学校		○	千歳丘高等学校	○	○
淵江高等学校		○	昭和高等学校	○	
調布南高等学校		○	第三商業高等学校	○	○
小金井地区科学技術高等学校(仮称)	○	○	大森高等学校		○
大田桜台高等学校	○	○	小岩高等学校		○
総合芸術高等学校(仮称)	○	○	小笠原高等学校		○
練馬地区中高一貫6年制学校(仮称)	○	○	保谷高等学校		○
北地区総合学科高等学校(仮称)	○	○	中野工業高等学校	○	○
三鷹地区中高一貫6年制学校(仮称)	○	○	新島高等学校	○	○
鷺宮高等学校	○	○	第四商業高等学校	○	
蒲田高等学校		○	足立高等学校		○
武蔵野北高等学校		○	小金井北高等学校		○
日比谷高等学校		○	大泉桜高等学校		○
練馬工業高等学校	○		八王子北高等学校		○
南葛飾高等学校	○		日野台高等学校		○
第五商業高等学校	○		小平南高等学校		○
足立新田高等学校		○	八王子桑志高等学校	○	○
松が谷高等学校		○	秋留台高等学校		○
若葉総合高等学校		○	日本橋高等学校		○
中央ろう学校	○	○	園芸高等学校	○	○
青峰学園		○	ほか		
久我山学園特別支援学校(仮称)	○	○			
品川地区養護学校(仮称)	○				
江東地区第二養護学校(仮称)	○				
練馬地区特別支援学校(仮称)	○	○			
羽村特別支援学校	○	○			
江戸川特別支援学校		○			
板橋学園特別支援学校(仮称)	○				
江戸川地区特別支援学校(仮称)	○				
港地区第二特別支援学校(仮称)	○				

(3) 都民に福祉医療サービスなどを提供する施設【福祉施設、医療施設など】

施 設 名	改築	改修	施 設 名	改築	改修
子ども家庭総合センター(仮称)	○		府中療育センター	○	
健康危機管理センター(仮称)	○		萩山実務学校	○	
医学系総合研究所(仮称)	○		東村山老人ホーム・桜棟		○
監察医務院	○		東大和療育センター		○
北療育医療センター城北分園	○		荏原看護専門学校	○	
多摩府中保健所(府中合同庁舎)	○				
城北労働・福祉センター		○			
板橋看護専門学校	○				

(4) 災害時における応急・復旧の対応拠点となる施設【建設事務所など】

施 設 名	改築	改修	施 設 名	改築	改修
第一建設事務所	○				
第二建設事務所		○			
第五建設事務所・江東治水事務所	○				
第四建設事務所板橋工区		○			
北多摩北部建設事務所小平工区	○				
ほか					

2 都民サービスを提供していく上で必要な施設

(1) 都民の経済活動を支える施設【産業関連施設、展示場など】

施 設 名	改築	改修	施 設 名	改築	改修
区部産業支援拠点施設(仮称)	○		産業貿易センター浜松町館		○
多摩産業支援拠点施設(仮称)	○		竹芝客船ターミナル		○
多摩職業能力開発センター	○		農林総合研究センター青梅庁舎		○
東京国際展示場(東京ビッグサイト)		○	ほか		
東京国際フォーラム		○			
城東職業能力開発センター足立校	○				
東京ヘリポートターミナルビル	○				

(2) 次代を担う子どもたちを健全に育成する施設【都立高等学校、特別支援学校】(再掲・抜粋)

施 設 名	改築	改修	施 設 名	改築	改修
小金井地区科学技術高等学校(仮称)	○	○	久我山学園特別支援学校(仮称)	○	○
大田桜台高等学校	○	○	品川地区養護学校(仮称)	○	
総合芸術高等学校(仮称)	○	○	江東地区第二養護学校(仮称)	○	
練馬地区中高一貫6年生学校(仮称)	○		練馬地区特別支援学校(仮称)	○	○
北地区総合学科高等学校(仮称)	○	○	羽村特別支援学校	○	○
三鷹地区中高一貫6年生学校(仮称)	○	○	江戸川特別支援学校		○
中央ろう学校	○	○	ほか		
青峰学園		○			

(3) 国民体育大会やオリンピック・パラリンピックでの使用を予定している施設 【体育施設、競技施設など】

施 設 名	改築	改修	施 設 名	改築	改修
駒沢オリンピック公園・陸上競技場 東京スタジアム(味の素スタジアム) 東京体育館 東京武道館 東京辰巳国際水泳場 駒沢オリンピック公園・体育館 駒沢オリンピック公園・屋内球技場	○	○ ○ ○ ○ ○ ○	有明テニスの森公園・有明コロシアム		○

(4) 芸術文化などの創造・発信拠点となる施設 【芸術文化施設など】

施 設 名	改築	改修	施 設 名	改築	改修
東京都美術館 東京芸術劇場 東京都庭園美術館(管理棟) 東京文化会館 東京都写真美術館 東京都江戸東京博物館 東京都現代美術館	○	○ ○ ○ ○ ○ ○			

(5) その他、維持更新が特に必要な施設

施 設 名	改築	改修	施 設 名	改築	改修
八丈支庁庁舎 三宅支庁庁舎 計量検定所 タクシーメーター竹芝検査場 世田谷都税事務所 千代田合同庁舎(千代田都税事務所等) 足立都税事務所 中央都税事務所 立川合同庁舎(立川都税事務所等) 墨田都税事務所 多摩教育センター ほか	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○			

◆「改築」及び「改修」の区分については、各施設の建築年数、これまでの改修実績などを踏まえ、現段階で想定される維持更新手法を示したものである。

今後、施設の劣化状況や建物の特性を踏まえ、社会経済状況、施設の行政ニーズに対する満足度、環境負荷の低減などを総合的に勘案し、最も合理的かつ効果的な維持更新手法を事業実施時まで決定していく。

◆「改修」欄については、耐震補強工事を含む。

第Ⅱ期～Ⅲ期の計画施設

1 都民の安全・安心を守るための拠点となる施設

(1) 都民の生命と財産を守る施設【警察署、消防署など】

第Ⅱ期 【平成24年度～平成26年度】	第Ⅲ期 【平成27年度～平成30年度】
丸の内警察署 本所消防署 深川消防署 ほか	富坂警察署 竹の塚警察署 調布消防署 ほか

(2) 児童・生徒などの安全を確保し、災害時の避難場所ともなる教育施設【都立高等学校、特別支援学校】

都立高等学校及び特別支援学校	都立高等学校及び特別支援学校
----------------	----------------

(3) 都民に福祉医療サービスなどを提供する施設【福祉施設、医療施設など】

西多摩保健所 東村山ナースিংホーム ほか	東部地域病院 ほか
-------------------------------	----------------

(4) 災害時における応急・復旧の対応拠点となる施設【建設事務所など】

第三建設事務所 北多摩南部建設事務所 ほか	_____
-------------------------------	-------

2 都民サービスを提供していく上で必要な施設

(1) 都民の経済活動を支える施設【産業関連施設、展示場など】

城東職業能力開発センター江戸川校 東京しごとセンター ほか	多摩職業能力開発センター八王子校 農林総合研究センター立川庁舎 ほか
---------------------------------------	--

(2) 次代を担う子どもたちを健全に育成する施設【都立高等学校、特別支援学校】（再掲） ※ 上記 1 (2) 「児童・生徒などの安全を確保し、災害時の避難場所ともなる教育施設」と同じ

(3) 国民体育大会やオリンピック・パラリンピックでの使用を予定している施設【体育施設、競技施設など】

第Ⅰ期までに工事着手済み	_____
--------------	-------

(4) 芸術文化などの創造・発信拠点となる施設【芸術文化施設など】

葛西臨海水族園 日比谷公会堂 ほか	_____
---------------------------	-------

(5) その他、維持更新が特に必要な施設

江戸川都税事務所 立川第二合同庁舎(仮称) ほか	東京都職員研修所 新宿都税事務所 ほか
----------------------------------	-----------------------------

